

最上町農業委員会第3回総会議事録

日 時 令和2年8月25日(火)午後1時30分～
場 所 最上町役場 3階 大会議室
招 集 者 最上町長 高橋重美

日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指定について
日程第3 議 案

1. 出席委員(12名)

1番 渡邊紀栄	2番 山口昌子	3番 伊藤誠
4番 藤畑智	5番 二戸孝一	6番 五十嵐一春
7番 渡部浩栄	8番 小林吉雄	9番 中島日出夫
10番 庄司千賀夫	11番 奥山勝明	12番 後藤一男

2. 欠席委員(0名)

3. 会議に出席した農地利用最適化推進委員

菅 幸志 今田源光 伊藤 凡
齊藤和広 菅 惇 大場 充

4. 会議に出席した職員

事務局長 板垣誠弘 事務局 後藤卓哉

5. 会議に付議した事項

議事 議案第1号 非農地証明願について

議案第2号 最上町農用地利用集積計画について

【開 会】

議 長 : ただ今より、令和2年度最上町農業委員会第3回総会を開会いたしま

す。本日は全員出席しておりますので本総会は成立いたします。

【会期の決定】

議 長 : 日程第1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日1日限りといたします。これに異議はございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第2、最上町農業委員会会議規則第14条第2項の規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは、5番委員、6番委員兩名にお願いいたします。皆様にお願いがございます。本総会中は出来る限り私語は控えていただきます。質問(意見)の際、挙手の上、議席番号を述べてから、発言くださいますようお願いいたします。

それでは、日程第3、議事にはいります。

【議 事】

議 長 : 議案第1号「非農地証明願について」事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 議案第1号「非農地証明願について」下記のとおり、非農地証明願の提出があったので、「農地法の運用について」(平成21年12月11日21経営代4530号農振第1598号)に基づき、当該証明書の交付について意見の決定をしようとするものである。令和2年8月25日提出

(議案第1号 朗読説明1件)

議 長 : ただいま事務局より説明がありました。議案第1号について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。

(1番委員挙手)

1番委員 : 8月20日事務局次長と一緒に現地確認をしてきました。現場は、事務局からの説明があったとおり、満沢の市ノ沢の奥になります。災害により道路に穴があき、現地までたどり着くことができませんでした。

議 長 : ご苦労様でした。ただ今、1番委員から調査員報告がありました。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

(1番委員挙手)

1番委員 : この状況を見て、他の周りの農地も同じように耕作不可能となるのではないかと思いました。

事務局 : 周りの農地に関しては、土地利用等の調査を行った場合にこちらから伺いをたて、今後の耕作をどうするか聞くこともよいのではないかと思います。

議 長 : 同じような状況の人がいた場合は、また非農地証明の扱いになるのでしょうか。

事務局 : 農地パトロールなどの調査結果をもとに、必要であれば農業委員会で皆さんに審議していただくようになります。それぞれ状況が違ふと思われまますので、慎重に進めていきたいと思ひます。

(今田委員挙手)

今田委員 : 初めてでた、案件のような気がします。この件は減反の対象にはならないのでしょうか。

事務局 : 農地ではなくなる為、減反にはなりません。農業委員会としては、法務局への登記の手続きを促すようになります。

(10 番委員挙手)

10 番委員 : 道路の状態がそのままではいけないのではないのでしょうか。

事務局 : 県の方に直す段取りはしております。ただその先は、他に耕作している人はいないのではないかと思います。

議長 : 今の事務局からの説明でご理解いただけましたでしょうか。

10 番委員 : はい。

議長 : その他にご意見、ご質問はございませんか。議案第 1 号について採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 1 号については、原案のとおり承認されました。次に議案第 2 号「最上町農用地利用集積計画について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第 2 号「最上町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく下記の農用地利用集積計画について、同法第 18 条第 1 項の規定により意見を決定しようとするものである。令和 2 年 8 月 25 日提出。

(議案第 2 号 朗読説明 3 件)

議長 : ただいま事務局より説明がありました。質疑はございませんか。ないようでしたら、議案第 2 号につきまして採決をいたします。議案第 2 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 2 号については、原案のとおり承認されました。

【閉 会】

議長 : 以上で本日の議案審議、並びに報告事項は全て終了いたしました。よって、令和 2 年度最上町農業委員会第 3 回総会を閉会いたします。